平成29年第１回神奈川県議会定例会議案

（条例その他）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定 県 第23号 議 案	キヤンプ禁止区域に関する条例を廃止する条例	1
定 県 第24号 議 案	工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例	2
定 県 第25号 議 案	神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例を廃止する条例	3
定 県 第26号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第27号 議 案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部を改正する条例	5
定 県 第28号 議 案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	7
定 県 第29号 議 案	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例	8
定 県 第30号 議 案	職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	9
定 県 第31号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	22
定 県 第32号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	25
定 県 第33号 議 案	職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	27
定 県 第34号 議 案	神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例	28
定 県 第35号 議 案	神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例	29
定 県 第36号 議 案	神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例の一部を改正する条例	30
定 県 第37号 議 案	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例	35
定 県 第38号 議 案	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例	36
定 県 第39号 議 案	職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例	38
定 県 第40号 議 案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	39
定 県 第41号 議 案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	40
定 県 第42号 議 案	神奈川県科学技術政策大綱の変更について	41
定 県 第43号 議 案	不動産の処分について	42
定 県 第44号 議 案	建設事業等に対する市町負担金について	43
定 県 第45号 議 案	保健所業務に関する事務の委託について	45
定 県 第46号 議 案	包括外部監査契約の締結について	48

定県第23号議案

キヤンプ禁止区域に関する条例を廃止する条例

キヤンプ禁止区域に関する条例（昭和39年神奈川県条例第15号）は、廃止する。

附　則

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

所期の目的を達成したキヤンプ禁止区域の指定制度を廃止したいので提案するものであります。

定県第24号議案

工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例

工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例（平成12年神奈川県条例第63号）は、廃止する。

附　則

１　この条例は、平成29年４月２日から施行する。

２　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第44条第１項及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）附則第５条第１項に規定する条例で定める日は、平成34年３月31日とする。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

工場立地法の一部改正に伴い、工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第25号議案

神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例を廃止する条例

神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例（平成24年神奈川県条例第40号）は、廃止する。

附　則

1　この条例は、平成29年６月１日から施行する。

2　この条例の施行の際神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して国庫に納付するものとする。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金事業の実施期間が満了することに伴い、神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第26号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表16の３の項⑴中「愛がん」を「愛玩」に改め、「であって」の次に「、ゴイサギ」を、「キジ、」の次に「バン、」を、「タヌキ」の次に「、テン（亜種ツシマテンを除く。）」を、「ミンク」の次に「、アナグマ」を加え、同表19の項を次のように改める。

19　削除	

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の変更等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第27号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部を改正する条例

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部改正）

第１条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例（平成27年神奈川県条例第71号）の一部を次のように改正する。

題名中「を定める」を「及び特定個人情報の提供に関する」に改める。

第２条及び第３条中「に係る」を「を効率的に検索し、及び管理するために」に改める。

第３条の次に次の１条を加える。

（特定個人情報の提供）

第４条　法第19条第９号に規定する条例で定める特定個人情報の提供は、別表第３の情報照会執行機関の欄に掲げる執行機関が、同表の情報提供執行機関の欄に掲げる執行機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合における当該特定個人情報の提供とする。

別表第１に次のように加える。

4　教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の15の項７中「中国残留邦人等支援給付等」を「支援給付、配偶者支援金」に改める。

別表第２に次のように加える。

16　教育委員会	法別表第１の26の項の下欄に掲げる事務	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する情報（以下「特別支援学校等就学経費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
17　教育委員会	別表第１の４の項の右欄に掲げる事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第４条関係）

情報照会執行機関	事　　務	情報提供執行機関	特定個人情報

1　知事	法別表第２の26の項の第２欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの
2　知事	法別表第２の87の項の第２欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの
3　知事	別表第２の15の項の中欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
4　知事	別表第２の15の項の中欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第２条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条中「第19条第９号」を「第19条第10号」に改める。

別表第２の11の項の次に次のように加える。

11の２　知事	法別表第２の119の項の第２欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第２の15の項中９を11とし、８を10とし、７の次に次のように加える。

８　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

９　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年５月30日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

個人番号を利用する事務を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

6　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部を改正する条例

定県第28号議案

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

事務部局の区分		定数
知事		7,404人
公営企業管理者		1,001人
議会		76人
選挙管理委員会		５人
監査委員		41人
人事委員会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		768人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	12,283人
	その他の職員	1,131人
	小計	13,414人
労働委員会		21人
神奈川海区漁業調整委員会		３人
合計		22,766人

附　則

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

２　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所が成立するまでの間における改正後の第２条第１項の表の規定の適用については、同表知事の項中「7,404人」とあるのは「7,505人」と、同表合計の項中「22,766人」とあるのは「22,867人」とする。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

事務事業の見直し、県立学校の児童・生徒数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

定県第29号議案

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項の表神奈川県高津県税事務所の項中「溝口１丁目６番12号」を「坂戸３丁目２番１号」に改める。

附　則

この条例は、平成29年10月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

高津県税事務所の移転のため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第30号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第１条　職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第２条中第16号を第19号とし、第９号から第15号までを３号ずつ繰り下げ、第８号を第10号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑾　航海業務手当

第２条中第７号を第９号とし、第４号から第６号までを２号ずつ繰り下げ、第３号を第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑸　病理細菌検査手当

第２条第２号の次に次の１号を加える。

⑶　社会福祉施設等業務手当

第６条第１項中「給料の調整額」を「月額で特殊勤務手当の支給」に改め、同条第２項中「190円から570円までの」を「980円を超えない」に改める。

第６条の次に次の１条を加える。

（社会福祉施設等業務手当）

第６条の２　社会福祉施設等業務手当は、社会福祉施設等に勤務する職員が困難な業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

２　社会福祉施設等業務手当の額は、月額７万500円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。

第10条第１項中「給料の調整額」を「月額で特殊勤務手当の支給」に改める。

第10条の次に次の１条を加える。

（病理細菌検査手当）

第10条の２　病理細菌検査手当は、衛生研究所に勤務する研究職給料表又は医療職給料表⑵の適用を受けている職員が病理細菌検査業務に従事したときに支給する。

２　病理細菌検査手当の額は、月額４万8,400円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。

第12条第１項中「給料の調整額」を「月額で特殊勤務手当の支給」に改め、同項に次の３号を加える。

⑻　動物保護センターにおける野犬等の捕獲の業務

⑼　食肉衛生検査所におけると畜検査に関する業務（所長の職にあるものを除く。）

⑽　動物保護センターにおける捕獲した野犬等の飼養管理の業務

第12条第２項中「額は、」の次に「前項第１号から第８号までに掲げる業務にあつては」を加え、「230円から790円までの」を「1,770円を超えない」に改め、同条第３項を同条第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

3　家畜等取扱手当の額は、第１項第９号及び第10号に掲げる業務にあつては月額３万5,300円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。

第15条第１項中「給料の調整額」を「月額で特殊勤務手当の支給」に改める。

第17条第１項中「給料の調整額」を「月額で特殊勤務手当の支給」に改める。

第20条の次に次の１条を加える。

（航海業務手当）

第20条の２　航海業務手当は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む海事職給料表⑴又は海事職給料表⑵の適用を受けている職員が航海業務に従事したときに支給する。

２　航海業務手当の額は、日額3,130円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。

第47条第１項中「銃器等使用犯罪現場において犯人の逮捕及び人質の救出の業務に係る給料の調整額を受ける」を「第18号に掲げる業務に係る手当を受けている」に、「係る給料の調整額を受ける」を「関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている」に、「限る」を「限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る」に改め、同項に次の１号を加える。

⒅　銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出の業務

第47条に次の１項を加える。

３　警察業務手当の額は、第１項第18号に掲げる業務にあつては、月額３万8,100円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。

第48条第１項中「係る給料の調整額を受ける」を「関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている」に改める。

第48条第２項中「の額は」の次に「、航空機の操縦業務に常時従事する職員にあつては月額７万6,100円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める額とし」を加える。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

第６条　削除

第10条第１項中「又は第６条の規定による給料の調整額」を削る。

第17条の３第２項中「第６条、」を削る。

別表第12を削る。

（学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

第６条　削除

第10条第１項中「又は第６条の規定による給料の調整額」を削り、同条第２項中第３号を第５号とし、第２号を第３号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑷　練習船等航海業務手当

第10条第２項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　特別支援学校教員業務手当

第13条の５を次のように改める。

（特別支援学校教員業務手当）

第13条の５　特別支援学校教員業務手当は、特別支援学校において教育に直接従事することを本務とする教育職員に支給する。

２　特別支援学校教員業務手当の額は、月額２万900円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。

第13条の６の次に次の１条を加える。

（練習船等航海業務手当）

第13条の７　練習船等航海業務手当は、海洋科学高等学校に勤務する海事職給料表⑴又は海事職給料表⑵の適用を受けている職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

⑴　練習船（総トン数200トン以上の船舶に限る。）に乗り組む海事職給料表⑴又は海事職給料表⑵の適用を受けている船長、機関長、通信長、航海士、機関士、船舶通信士、各長及び各次長が行う航海業務

⑵　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む海事職給料表⑵の適用を受けている者が行う航海業務

⑶　長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む海事職給料表⑴又は海事職給料表⑵の適用を受けている者が行う航海業務

２　練習船等航海業務手当の額は、日額2,990円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。

別表第７を削る。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第４条　職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

28　次の表に掲げる勤務箇所に退職時に勤務していた同表の職員の欄に掲げる職員の退職手当の基礎となる給料月額は、同表に掲げる職員の職務の級に応じそれぞれ同表の金額欄に掲げる金額に、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えて得た額とする。

⑴　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に退職した者　５分の４

⑵　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に退職した者　５分の３

⑶　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間に退職した者　５分の２

⑷　平成32年４月１日から平成33年３月31日までの間に退職した者　５分の１

勤務箇所	職員	職務の級	金額
水産技術センター	⑴　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で	１級	7,100円
		２級	8,800円

	海事職給料表⑴の適用を受けるもの	3級	1万800円
		4級	1万2,300円
		5級	1万3,000円
		6級	1万4,400円
	⑵　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で海事職給料表⑵の適用を受けるもの	1級	1万2,800円
		2級	1万6,000円
		3級	1万8,600円
		4級	1万9,200円
		5級	2万200円
衛生研究所	⑴　病理細菌技術者で研究職給料表の適用を受けるもの	1級	1万6,400円
		2級	1万9,200円
		3級	2万2,200円
		4級	2万3,800円
		5級	2万9,400円
		6級	3万600円
	⑵　病理細菌技術者で医療職給料表⑵の適用を受けるもの	1級	1万2,600円
		2級	1万7,800円
		3級	1万9,800円
		4級	2万2,000円
		5級	2万3,400円
		6級	2万5,000円
保健福祉事務所	⑴　診療放射線技師及び診療エックス線技師	1級	6,300円
		2級	8,900円
		3級	9,900円

		4 級	1 万1,000円
		5 級	1 万1,700円
		6 級	1 万2,500円
中央児童相談所 平塚児童相談所 厚木児童相談所	⑴　児童を一時保護する施設に勤務する児童指導員（課長の職にある者を除く。）で福祉職給料表の適用を受けるもの ⑵　児童を一時保護する施設に勤務する保育士で福祉職給料表の適用を受けるもの	1 級	7,900円
		2 級	9,500円
		3 級	9,800円
		4 級	1 万1,300円
	⑶　児童を一時保護する施設に勤務する児童指導員（課長の職にある者を除く。）で医療職給料表⑶の適用を受けるもの ⑷　児童を一時保護する施設に勤務する保育士で医療職給料表⑶の適用を受けるもの	1 級	8,200円
		2 級	9,600円
		3 級	9,900円
		4 級	1 万200円
		5 級	1 万900円
総合療育相談センター	⑴　機能訓練技術者で行政職給料表⑴の適用を受けるもの	1 級	2 万2,200円
		2 級	2 万7,900円
		3 級	2 万9,400円
		4 級	3 万2,400円
		5 級	3 万3,900円
		6 級	1 万1,900円
		7 級	1 万2,600円
	⑵　機能訓練技術者で医療職給料表⑵の適用を受けるもの	1 級	1 万8,900円
		2 級	2 万6,700円
		3 級	2 万9,700円
		4 級	3 万3,000円
		5 級	1 万1,700円

		6級	1万2,500円
	⑶　療育の指導及び訓練の業務に従事することを常態とする者（課長の職にある者を除く。）	1級	1万5,800円
		2級	1万9,000円
		3級	1万9,600円
		4級	2万2,600円
		5級	2万3,800円
	⑷　療育の指導及び訓練の業務に従事することを常態とする者（課長の職にある者に限る。）	5級	1万1,900円
		6級	1万2,600円
	⑸　病棟に勤務する看護師及び准看護師（看護係長の職にある者を除く。）	1級	1万6,400円
		2級	1万9,200円
		3級	1万9,800円
		4級	2万400円
		5級	2万1,800円
	⑹　看護師及び准看護師（看護科長の職にある者及び⑸に掲げる者を除く。）	1級	8,200円
		2級	9,600円
		3級	9,900円
		4級	1万200円
		5級	1万900円
		6級	1万2,000円
	⑺　医師	1級	1万1,200円
		2級	1万3,500円
		3級	1万4,900円
		4級	1万5,800円
おおいそ学園	⑴　児童自立支援専門員及び児童生活支援員	1級	1万5,800円

		2級	1万9,000円
		3級	1万9,600円
		4級	2万2,600円
		5級	2万3,800円
		6級	2万5,200円
さがみ緑風園	⑴　日常生活の介護を伴う生活指導の業務に従事することを常態とする生活指導員（部長及び課長の職にある者を除く。）	1級	3万1,600円
		2級	3万8,000円
		3級	3万9,200円
		4級	4万5,200円
	⑵　生活指導員（課長の職にある者（日常生活の介護を伴う生活指導の業務に従事する課長の職にある者を除く。）に限る。）	5級	2万3,800円
		6級	2万5,200円
	⑶　生活指導員（部長の職にある者に限る。） ⑷　心理判定員	1級	7,900円
		2級	9,500円
		3級	9,800円
		4級	1万1,300円
		5級	1万1,900円
		6級	1万2,600円
	⑸　生活指導員（⑴から⑶までに掲げる者を除く。）	1級	2万3,700円
		2級	2万8,500円
		3級	2万9,400円
		4級	3万3,900円
		5級	3万5,700円
	⑹　日常生活の介護の業務に従事することを常態とする生活指導補助員	1級	2万8,000円
		2級	3万2,000円

		3級	3万3,600円
		4級	3万4,400円
		5級	4万2,000円
	⑺　生活指導補助員（⑹に掲げる者を除く。）	1級	2万1,000円
		2級	2万4,000円
		3級	2万5,200円
		4級	2万5,800円
		5級	3万1,500円
中井やまゆり園	⑴　日常生活の介助を伴う生活指導の業務に従事することを常態とする生活指導員（部長及び課長の職にある者を除く。）	1級	3万1,600円
		2級	3万8,000円
		3級	3万9,200円
		4級	4万5,200円
	⑵　生活指導員（課長の職にある者（日常生活の介助を伴う生活指導の業務に従事する課長の職にある者を除く。）に限る。）	5級	2万3,800円
		6級	2万5,200円
	⑶　生活指導員（部長の職にある者に限る。）	6級	1万2,600円
	⑷　生活指導員（⑴から⑶までに掲げる者を除く。） ⑸　作業指導の業務に従事する者	1級	2万3,700円
		2級	2万8,500円
		3級	2万9,400円
		4級	3万3,900円
		5級	3万5,700円
	⑹　日常生活の介助の業務に従事することを常態とする生活指導補助員	1級	2万8,000円
		2級	3万2,000円
		3級	3万3,600円
		4級	3万4,400円

		5 級	4 万2,000円
	⑺　生活指導補助員（⑹に掲げる者を除く。）	1 級	2 万1,000円
		2 級	2 万4,000円
		3 級	2 万5,200円
		4 級	2 万5,800円
		5 級	3 万1,500円
	⑻　看護師及び准看護師	1 級	8,200円
		2 級	9,600円
		3 級	9,900円
		4 級	1 万200円
		5 級	1 万900円
		6 級	1 万2,000円
精神保健福祉センター	⑴　医師	1 級	1 万1,200円
		2 級	1 万3,500円
		3 級	1 万4,900円
		4 級	1 万5,800円
食肉衛生検査所	⑴　と畜検査に常時従事すると畜検査員（所長及び課長の職にある者を除く。）	1 級	1 万4,800円
		2 級	1 万8,600円
		3 級	1 万9,600円
		4 級	2 万1,600円
		5 級	2 万2,600円
	⑵　と畜検査員（所長の職にある者及び⑴に掲げる者を除く。）	6 級	1 万1,900円
		7 級	1 万2,600円
動物保護センター	⑴　野犬等の捕獲の業務に従事することを本務	1 級	1 万4,800円

	とする狂犬病予防員	2級	1万8,600円
		3級	1万9,600円
		4級	2万1,600円
		5級	2万2,600円
	⑵　捕獲した野犬等の飼養管理の業務に従事することを本務とする狂犬病予防員	1級	7,400円
		2級	9,300円
		3級	9,800円
		4級	1万800円
		5級	1万1,300円
子ども自立生活支援センター	⑴　日常生活の介助を伴う生活指導の業務に従事することを常態とする児童指導員又は生活指導員（部長及び課長の職にある者を除く。） ⑵　保育士（乳児院に勤務する者を除く。）	1級	3万1,600円
		2級	3万8,000円
		3級	3万9,200円
		4級	4万5,200円
	⑶　児童指導員又は生活指導員（課長の職にある者（日常生活の介助を伴う生活指導の業務に従事する課長の職にある者を除く。）に限る。）	5級	2万3,800円
		6級	2万5,200円
	⑷　児童指導員又は生活指導員（部長の職にある者に限る。）	6級	1万2,600円
	⑸　児童指導員又は生活指導員（⑴、⑶及び⑷に掲げる者を除く。） ⑹　作業指導の業務に従事する者	1級	2万3,700円
		2級	2万8,500円
		3級	2万9,400円
		4級	3万3,900円
		5級	3万5,700円
	⑺　保育士（乳児院に勤務する者に限る。）	1級	1万5,800円
		2級	1万9,000円

		3 級	1 万9,600円
		4 級	2 万2,600円
	⑻　医師	1 級	2 万2,400円
		2 級	2 万7,000円
		3 級	2 万9,800円
		4 級	3 万1,600円
	⑼　看護師及び准看護師（乳児院に勤務する者を除く。）	1 級	8,200円
		2 級	9,600円
		3 級	9,900円
		4 級	1 万200円
		5 級	1 万900円
		6 級	1 万2,000円
県立及び市立の特別支援学校	⑴　教育に直接従事することを本務とする者	1 級	9,300円
		2 級	1 万1,900円
		3 級	1 万2,200円
		4 級	1 万2,400円
		5 級	1 万3,200円
海洋科学高等学校	⑴　練習船（総トン数 200 トン以上の船舶に限る。）に乗り組み、実習生の教育に従事することを本務とする船長、機関長、通信長、航海士、機関士、船舶通信士、各長及び各次長で海事職給料表⑴の適用を受けるもの	1 級	1 万4,200円
		2 級	1 万7,600円
		3 級	2 万1,600円
		4 級	2 万4,600円
		5 級	2 万6,000円
		6 級	2 万8,800円
	⑵　練習船（総トン数 200 トン以上の船舶に限	1 級	1 万2,800円

	る。）に乗り組み、実習生の教育に従事することを本務とする船長、機関長、通信長、航海士、機関士、船舶通信士、各長及び各次長で海事職給料表⑵の適用を受けるもの	2級	1万6,000円
		3級	1万8,600円
		4級	1万9,200円
		5級	2万200円
	⑶　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で海事職給料表⑵の適用を受けるもの	1級	1万2,800円
		2級	1万6,000円
		3級	1万8,600円
		4級	1万9,200円
		5級	2万200円
	⑷　長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む者のうち海事職給料表⑴の適用を受ける者	1級	7,100円
		2級	8,800円
		3級	1万800円
		4級	1万2,300円
		5級	1万3,000円
		6級	1万4,400円
	⑸　長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む者のうち海事職給料表⑵の適用を受ける者	1級	6,400円
		2級	8,000円
		3級	9,300円
		4級	9,600円
		5級	1万100円
警察本部	⑴　航空機の操縦業務に従事する者	1級	3万6,400円
		2級	3万7,200円
		3級	4万2,000円
		4級	4万3,200円

		5級	4万6,800円
		6級	4万8,800円
	⑵　銃器等使用犯罪現場において犯人の逮捕及び人質の救出の業務に直接従事することを本務とする者	1級	1万8,200円
		2級	1万8,600円
		3級	2万1,000円
		4級	2万1,600円
		5級	2万3,400円
		6級	2万4,400円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

2　任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、第6条」を削る。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

3　任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、第6条」を削る。

平成29年2月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

新たな特殊勤務手当を定めるとともに、職員の給料の調整額を廃止するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第31号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項に次の１号を加える。

⒂　介護時間

第13条第１項中「任命権者は、」の次に「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第15条の６第１項を除き、以下同じ。）であつて」を加え、「子」を「もの」に改める。

第16条の２第２項中「連続する６月の期間」を「３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）」に改める。

第16条の２の次に次の１条を加える。

（介護時間）

第16条の３　任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、１日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、介護時間を与えることができる。

２　介護時間の時間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　前条第３項の規定は、介護時間について準用する。

第17条の２第４項中「第１項及び前項」を「前３項」に改め、「除く。）」の次に「が当該子を養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」を、「介護」と、」の次に「第１項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」を「第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項に次の１号を加える。

⒂　介護時間

第10条第１項中「教育委員会は、」の次に「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第12条の６第１項を除き、以下同じ。）であつて」を加え、「子」を「もの」に改める。

第13条の２第２項中「連続する６月の期間」を「３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）」に改める。

第13条の２の次に次の１条を加える。

（介護時間）

第13条の３　教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、１日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、介護時間を与えることができる。

２　介護時間の時間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　前条第３項の規定は、介護時間について準用する。

第14条の２第４項中「第１項及び前項」を「前３項」に改め、「除く。）」の次に「が当該子を養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」を、「介護」と、」の次に「第１項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」を「第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第16条中「第13条の２第１項」の次に「、第13条の３」を加え、「第14条の２第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）、第２項及び第３項」を「第14条の２第１項から第３項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の２第１項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して６月を経過していないものの当該介護休暇に係る第１条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の２第２項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して６月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3　第２条の規定による改正前の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の２第１項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において、初日から起算して６月を経過していないものの当該介護休暇に係る第２条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の２第２項に規定する指定期間については、神奈川県教育委員会（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する職員については、市町村教育委員会）は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して６月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第32号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条の３を第２条の４とし、第２条の２中「は、当該子」の次に「(育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第２条の３とし、第２条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める者）

第２条の２　育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

第３条第１号を次のように改める。

⑴　育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア　死亡した場合

イ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第３条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　育児休業をしている職員が第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア　前号ア又はイに掲げる場合

イ　民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

第９条第２項中「ついては」の次に「、当該職員が初めて育児休業をした期間にあっては」を加え、「とする」を「とし、当該職員が育児休業をした期間（初めて育児休業をした期間を除く。）にあっては、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の６分の１に相当する月数」とする」に改める。

第９条に次の１項を加える。

３　育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間を除く。）についての職員の退職手当に関する条例第７条第４項の規定の適用については、当該職員が育児休業をした期間（初めて育児休業をした期間を除く。）にあっては、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の４分の１に相当する月数」とする。

第11条第１号を次のように改める。

⑴　育児短時間勤務（育児休業法第10条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効

力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第３条第１号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　育児短時間勤務をしている職員が、第14条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第３条第２号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第29条第２項中「を承認されている」を「又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の３第１項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の３第１項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「育児休暇の」を「育児休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附則第４項中「ついては」の次に「、当該職員が初めて育児休業をした期間にあっては」を加え、「とする」を「とし、当該職員が育児休業をした期間（初めて育児休業をした期間を除く。）にあっては、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の６分の１に相当する月数」とする」に改める。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第33号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年神奈川県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、第２項、」を「（同条第４項において準用する場合を含む。）から第３項まで及び」に、「及び第11項」を「並びに同条第11項において準用する同法第26条の５第６項」に改める。

第６条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　法第26条の６第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業に係る配偶者について第４条第１号の外国での勤務が当該配偶者同行休業の期間の延長後の期間の満了後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

国家公務員の例に準じ、職員の配偶者同行休業の期間の再延長に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第34号議案

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

神奈川県個人情報保護条例（平成２年神奈川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「第２項」の次に「(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第33条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第８号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「及び第２項」の次に「(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第34条第１項第１号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

第48条第３項第１号中「第32条から第34条まで及び第46条から第48条まで」を「第40条から第42条まで及び第56条から第58条まで」に、「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同項第２号中「第66条第１項」を「第76条第１項」に改める。

附則中第４項を第６項とし、第３項を第５項とし、第２項の次に次の見出し及び２項を加える。

（地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴う措置）

３　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産業技術総合研究所」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後産業技術総合研究所が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により産業技術総合研究所がした処分、手続その他の行為とみなす。

４　産業技術総合研究所の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後産業技術総合研究所が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により産業技術総合研究所に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附　則

この条例は、平成29年５月30日から施行する。ただし、附則の改正規定は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の成立の日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第35号議案

神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例

神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則中第９項を第11項とし、第６項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、第５項の次に次の見出し及び２項を加える。

（地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴う措置）

６　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産業技術総合研究所」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後産業技術総合研究所が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により産業技術総合研究所がした処分、手続その他の行為とみなす。

７　産業技術総合研究所の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後産業技術総合研究所が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により産業技術総合研究所に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附　則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の成立の日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第36号議案

神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例の一部を改正する条例

神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例（昭和39年神奈川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立大船フラワーセンター条例

第１条中「神奈川県立フラワーセンター大船植物園」を「神奈川県立大船フラワーセンター」に改める。

第２条中「、増殖」を削り、「花き園芸の振興」を「県民に花き園芸」に改め、「併せて県民に」を削り、「神奈川県立フラワーセンター大船植物園」を「神奈川県立大船フラワーセンター」に、「「植物園」を「「センター」に改める。

第10条中「植物園」を「センター」に改め、同条を第16条とする。

第９条を削る。

第８条の見出しを「(入園の承認の取消し等)」に改め、同条中「知事は、」を「指定管理者は、入園者又は利用者が」に、「場合は、入園者を退園させる」を「ときは、第11条第１項の承認を取り消し、又はセンターの利用を中止させる」に改め、同条第１号中「入園者が」を削り、同条第２号中「第３条第２項各号」を「第11条第２項各号」に改め、同条第３号中「知事」を「指定管理者」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号の次に次の２号を加え、同条を第15条とする。

⑶　虚偽又は不正の行為により入園の承認を受けたとき。

⑷　災害その他のやむを得ない理由により施設等の利用ができなくなつたとき。

第７条を削る。

第６条の見出し中「入園料」を「利用料金」に改め、同条中「徴収した入園料」を「納付された利用料金」に改め、「ただし、」の次に「指定管理者が」を加え、「により知事が特に」を「入園者又は利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができないと」に改め、同条を第14条とする。

第５条の見出し中「入園料等」を「利用料金」に改め、同条中「第１項」の次に「及び第２項」を加え、「知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、入園料等」を「指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金」に改め、同条各号を削り、同条を第13条とする。

第４条を削る。

第３条第１項中「植物園」を「センター」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第２項中「知事は、」を「指定管理者は、前項の規定により入園の承認を受けようとする者が」に、「場合には、前項」を「ときは、同項」に改め、同項第１号中「公益」を「センターにおける秩序を乱し、又は公益」に改め、同項第２号中「施設及び設備」を「施設等」に改め、同項第３号中「植物園」を「センター」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の１条を加える。

（利用料金の納付）

第12条　前条第１項の承認を受けた者（以下「入園者」という。）は、センターの入園に係る料金（以

下「入園料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2　駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

3　入園料金及び駐車場利用料金（以下これらを「利用料金」という。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。

4　入園料金は、前納とする。

5　駐車場利用料金は、駐車場の利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

6　利用料金は、指定管理者の収入とする。

第２条の次に次の８条を加える。

（指定管理者による管理）

第３条　センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

⑴　センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

⑵　センターの入園の承認及び承認の取消し等に関する業務

⑶　センターの利用の促進に関する業務

⑷　その他前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

（指定管理者の指定の申請）

第４条　指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書

⑵　知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類

⑶　法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

⑷　指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類

⑸　知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書

⑹　指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類

⑺　その他知事が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第５条　知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準によりセンターの指定管理者として最も適切であると認めたものを指定管理者として指定する。

⑴　住民の平等利用が確保されること。

⑵　県内に事務所を有する法人等であること。

⑶　関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。

⑷　指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

⑸　安定した経営基盤を有していること。

⑹　第８条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないもので

ないこと。

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

（指定管理者の指定の告示等）

第６条　知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

２　指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の２週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

３　知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第７条　指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

⑴　関係法令及び条例の規定を遵守すること。

⑵　施設等の維持管理を適切に行うこと。

⑶　指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

２　知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

⑴　前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

⑵　指定管理業務の実施に関する事項

⑶　指定管理業務の実績報告に関する事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

（指定管理者の指定の取消し等）

第８条　知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第５条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⑴　指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

⑵　第５条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

⑶　前条第１項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

２　知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

（休園日）

第９条　センターの休園日は、１年につき30日の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日に臨時に開園し、又は臨時に休園することができる。

（開園時間）

第10条　センターの開園時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間を基準として、指定管理者が知事の承認を得て定める。

⑴　１月１日から２月末日まで及び11月１日から12月31日まで　午前９時から午後４時まで

⑵　３月１日から10月31日まで　午前９時から午後５時まで

2　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開園時間を臨時に変更することができる。

別表中「(第４条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表の１　入園料の表を次のように改める。

１　入園料金

区　　分	入園料金の上限額
20歳以上 65歳未満の者(学生及び高校生を除く。)	１人につき　500 円 (年間入園料金　2,000円)
65歳以上の者 20歳未満の者 学生 高校生	同　300 円 (年間入園料金　1,200円)

備考　1　学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第１条に規定する大学及び高等専門学校、法第 124 条に規定する専修学校並びに法第 134 条第１項に規定する各種学校に在学する者をいう。

2　高校生とは、法第１条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程並びにこれらに準ずる教育施設に在学する者をいう。

3　学齢に達しない者並びに法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びにこれらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。

4　年間入園料金とは、指定管理者が第11条第１項の規定により承認の日以後１年間のセンターの入園を承認した場合における当該期間に係る入園料金をいう。

別表の２　駐車場使用料の表中「駐車場使用料」を「駐車場利用料金」に、

「

１時間以内の場合	１時間を超える場合

」を

「

駐車場利用料金の上限額	
１時間以内の場合	１時間を超える場合

」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2　この条例による改正後の神奈川県立大船フラワーセンター条例（以下「新条例」という。）第５条に規定する指定管理者の指定その他の指定管理者による管理に関し必要な行為は、新条例第４条から第６条まで、第７条第２項及び第８条の規定の例により、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3　前項の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、新条例第９条、第10条、第12条第３項、第13条及び別表の規定の例により、知事の承認を得ることができる。

4　前２項の規定による指定管理者による管理に関し必要な行為及び知事の承認は、施行日において新条例の相当規定による行為及び承認とみなす。

（罰則に関する経過措置）

5　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

フラワーセンター大船植物園に指定管理者制度を導入するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第37号議案

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例

（神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第１条　神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「及び茅ケ崎市」を「、茅ケ崎市及び寒川町」に改める。

（小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正）

第２条　小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成７年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第21条中「市」の次に「及び寒川町」を加える。

（小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例の一部改正）

第３条　小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例（平成11年神奈川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第４条中「及び茅ケ崎市」を「、茅ケ崎市及び寒川町」に改める。

（食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部改正）

第４条　食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第８号）の一部を次のように改正する。

第７条中「及び茅ケ崎市」を「、茅ケ崎市及び寒川町」に改める。

附　則

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務を茅ケ崎市に委託することに伴い、寒川町の適用除外に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第38号議案

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（設置等）

第２条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する施設障害福祉サービス（以下「施設障害福祉サービス」という。）等を行い、障害者等（法第２条第１項第１号に規定する障害者等をいう。）の福祉の増進を図ることを目的として、次のとおり神奈川県立の障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

名　　称	位　　置
神奈川県立さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台２丁目４番18号
神奈川県立中井やまゆり園	足柄上郡中井町境218番地
津久井やまゆり園	相模原市緑区千木良476番地
芹が谷園舎	横浜市港南区芹が谷二丁目１番１号
愛名やまゆり園	厚木市愛名1,000番地
厚木精華園	厚木市上荻野4,835番地の１

２　支援施設は、法第５条第11項に規定する障害者支援施設として施設障害福祉サービスを行うほか、次に掲げる事業を行うものとする。

⑴　法第36条第１項に規定するサービス事業所として、法第５条第８項に規定する短期入所を行うこと。

⑵　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所として、診療等を行うこと。

⑶　前２号に掲げるもののほか、前項に規定する支援施設の設置の目的を達成するために必要な事業

第３条中「次の表の支援施設の欄に掲げる」を削り、「同表の当該業務の欄」を「次」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

⑴　施設障害福祉サービスの事業に関する業務

⑵　前条第２項各号に掲げる事業に関する業務

⑶　支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

第９条第１項中「第２条第１項の表に掲げる」を削り、同条第２項中「神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県立中井やまゆり園、津久井やまゆり園、愛名やまゆり園及び厚木精華園」を「支援施設」に改める。

第10条第２項中「神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県立中井やまゆり園、津久井やまゆり園、愛名

やまゆり園及び厚木精華園のうち」を削る。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

津久井やまゆり園の一部の機能の仮移転及び秦野精華園の民間移譲に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第39号議案

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「前条第２項」を「第10条第２項」に改め、「当該」を削り、同条第２項中「当該」を削り、同条を第12条とする。

第10条の次に次の１条を加える。

（手数料の減免）

第11条　前条第２項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第２中「⑴　訓練生等が３級を受検する場合　１万1,900円　⑵　その他の場合　１万7,900円」を「１万7,900円」に改め、同表の備考を削る。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

技能検定試験手数料の減免に関する規定を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第40号議案

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

学校の種別	定数
小学校	9,187人
中学校	5,493人
特別支援学校	181人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合計	14,880人

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲に伴い、所要の改正をするとともに、小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

定県第41号議案

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

職員の区分		定数
警察官	警視	393人
	警部	926人
	警部補及び巡査部長	9,438人
	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946人
	計	15,703人
警察官以外の職員		1,676人
合計		17,379人

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方警察職員の増員及び事務事業の見直しに伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

定県第42号議案

神奈川県科学技術政策大綱の変更について

神奈川県科学技術政策大綱を別冊のとおり変更するものとする。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県科学技術政策大綱を変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第３条第１項の規定により提案するものであります。

定県第43号議案

不動産の処分について

次の土地及び建物を売却するものとする。

1　土　　地

⑴　所　在　地　　厚木市七沢字神出1304番ほか33筆

⑵　地　　積　　50,296.53平方メートル

⑶　地　　目　　宅地、田、畑、原野及び山林

2　建　　物

⑴　所　在　地　　厚木市七沢字神出1304番ほか

⑵　構造及び棟数　　鉄筋コンクリート造　地上５階地下１階建ほか18棟

⑶　延 床 面 積　　29,408.81平方メートル

3　売　却　金　額　　10億4,302万600円

4　売却の相手方　　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号

医療法人社団　葵会

理事長　新　谷　幸　義

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

医療法人社団葵会に売却したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第３条第１項の規定により提案するものであります。

定県第44号議案

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
農村振興整備事業	綾瀬市	5,000 千円
農道整備事業	小田原市	102,500
〃	中井町	7,500
〃	湯河原町	11,000
県営ほ場整備事業	南足柄市	12,000
農地保全事業	小田原市	6,900
農業用施設防災対策事業	愛川町	4,425
湛水防除事業	小田原市	11,390
〃	大井町	910
県営漁港整備事業	小田原市	53,070
〃	三浦市	43,650
相模川流域下水道事業	相模原市	295,050
〃	平塚市	137,358
〃	藤沢市	11,296
〃	茅ケ崎市	96,691
〃	厚木市	133,201
〃	伊勢原市	19,518
〃	海老名市	66,148
〃	座間市	50,244
〃	綾瀬市	15,001
〃	寒川町	35,515
〃	大磯町	14,097
〃	愛川町	29,550
酒匂川流域下水道事業	小田原市	237,354
〃	秦野市	951
〃	南足柄市	4,961
〃	二宮町	1,627

〃	中　井　町	517
〃	大　井　町	7,858
〃	松　田　町	6,210
〃	山　北　町	7,194
〃	開　成　町	6,754
〃	箱　根　町	94,262
相模川流域下水道管理事業	相模原市	3,012,397
〃	平　塚　市	1,287,864
〃	藤　沢　市	54,176
〃	茅ケ崎市	1,055,229
〃	厚　木　市	1,396,456
〃	伊勢原市	165,803
〃	海老名市	729,471
〃	座　間　市	506,771
〃	綾　瀬　市	139,885
〃	寒　川　町	223,292
〃	大　磯　町	66,195
〃	愛　川　町	203,747
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,308,357
〃	秦　野　市	27,282
〃	南足柄市	319,116
〃	二　宮　町	119,574
〃	中　井　町	69,647
〃	大　井　町	115,024
〃	松　田　町	65,977
〃	山　北　町	146,599
〃	開　成　町	123,153

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第６項、地方財政法第27条第２項及び下水道法第31条の２第２項の規定により提案するものであります。

定県第45号議案

保健所業務に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務を次の規約により委託するため、茅ケ崎市と協議するものとする。

神奈川県と茅ヶ崎市との間における寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務の委託に関する規約

（委託する事務の範囲）

第1条　神奈川県（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、寒川町の区域に係る保健所業務（地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条及び第7条に規定する事業に関する業務をいう。以下同じ。）に関する事務のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の規定により、寒川町が処理することとされている事務を除く。）の管理及び執行を茅ヶ崎市（以下「乙」という。）に委託する。

⑴　法令及び国が定める要綱等の規定により、乙が処理することとされている保健所業務に関する事務に相当する事務

⑵　事務処理の特例に関する条例の規定により、乙が処理することとされている保健所業務に関する事務に相当する事務

⑶　甲がその条例、規則その他の規程、要綱等（以下「条例等」という。）の定めるところにより処理する保健所業務に関する次に掲げる事務（前2号に掲げる事務を除く。）

ア　食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する事務

イ　その他甲が実施する単独事業に関する事務

⑷　乙がその条例等の定めるところにより処理する保健所業務に関する次に掲げる事務（前3号に掲げる事務を除く。）に相当する事務

ア　地域保健法に関する事務

イ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関する事務

ウ　食品衛生法に関する事務

エ　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に関する事務

オ　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に関する事務

カ　水道法（昭和32年法律第177号）に関する事務

キ　母子保健法（昭和40年法律第141号）に関する事務

ク　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に関する事務

ケ　浄化槽法（昭和58年法律第43号）に関する事務

コ　健康増進法（平成14年法律第103号）に関する事務

サ　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に関する事務

シ　歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に関する事務
ス　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に関する事務
セ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に関する事務
ソ　その他保健所業務に関して甲が実施する単独事業に関する事務

（管理及び執行の方法）

第２条　前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、甲の長と乙の長が協議して別に定めるものを除き、乙の条例等の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、甲が負担することとし、甲はこれを乙に交付するものとする。

２　経費の額及び交付の時期は、甲の長及び乙の長が協議して定める。この場合において、乙の長は、あらかじめ、経費の見積りに関する書類を甲の長に送付しなければならない。

（予算への計上等）

第４条　乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、茅ヶ崎市歳入歳出予算（以下「予算」という。）において分別して計上するものとする。

２　次に掲げる収入は、全て乙の収入とする。

⑴　委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料
⑵　委託事務の管理及び執行に係る国庫支出金
⑶　前２号に掲げるもののほか、委託事務の管理及び執行に係る収入

（経費の繰越等）

第５条　乙の長は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、乙の長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該各年度の出納閉鎖後、速やかに甲の長に提出しなければならない。

２　甲の長及び乙の長は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に不足が生じた場合又は通常予算作成後に生じた事由により特に経費の支出が緊要となった場合においては、その都度協議し必要な措置を講ずるものとする。

（決算の場合の措置）

第６条　乙の長は、地方自治法第233条第６項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち、委託事務の管理及び執行に係るものを甲の長に直ちに通知するものとする。

（連絡調整会議）

第７条　乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と年２回定期に連絡調整会議を開催するものとする。ただし、必要がある場合においては、甲の長又は乙の長は、臨時に連絡調整会議を開催することができる。

（条例等の制定等の場合の措置）

第８条　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合にあっては乙の長は甲の長に、委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合にあっては甲の長は乙の長に、あらかじめ、その旨を通知しなければならない。

2　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、改正され、又は廃止された場合にあっては乙の長は甲の長に、委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例等が制定され、改正され、又は廃止された場合にあっては甲の長は乙の長に、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合において、その通知を受けた者は、速やかに、当該通知に係る条例等（甲の長又は乙の長が公表することが適当でないと認めるものを除く。）を公表しなければならない。

（補則）

第９条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長及び乙の長が協議して定める。

附　則

1　この規約は、平成29年４月１日から施行する。

2　甲の長は、この規約の施行後速やかに委託事務の管理及び執行に関する乙の条例等が寒川町の区域に適用される旨並びに当該条例等（甲の長又は乙の長が公表することが適当でないと認めるものを除く。）を公表するものとする。

3　委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金又は不足金の処理については、甲の長及び乙の長が協議して定める。

平成29年２月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務を茅ケ崎市に委託するため、地方自治法第252条の14第３項で準用する第252条の２の２第３項の規定により提案するものであります。

定県第46号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

1	契約の目的	包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2	契約の始期	平成29年4月3日
3	契約の金額	2,166万5千円を上限とする額
4	費用の支払方法	概算払い、監査の結果に関する報告提出後に精算
5	契約の相手方	住所　横浜市神奈川区三ツ沢下町20番23-514号 氏名　品　田　和　之 資格　公認会計士

平成29年2月13日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。